

松本市役所新庁舎建設事業発注支援業務委託プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 名称

松本市役所新庁舎建設事業発注支援業務委託

(2) 業務目的

本事業は、松本市役所新庁舎（以下「新庁舎」という。）を設計・施工一括発注方式（DB）により業務を一体的に行う民間事業者を公募型プロポーザルにより選定するため、発注（提案募集）に必要な要求水準書や募集要領等の作成に関し、幅広い知識と専門能力を有する事業者支援の下、適正かつ的確に建設事業を発注することを目的とする。

(3) 期間

契約締結の日から令和10年3月31日まで

(4) 契約限度額

47,190,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

(5) 業務内容

「松本市役所新庁舎建設事業発注支援業務委託仕様書」のとおり

2 実施スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとする。

内容	日程
(1) 公告	令和8年4月1日（水）
(2) 質問書の提出期間	令和8年4月1日（水）～4月8日（水）
(3) 質疑回答	令和8年4月10日（金）
(4) 参加表明書の提出期間	令和8年4月1日（水）～4月16日（木）
(5) 企画提案書の提出期間	令和8年4月17日（金）～5月8日（金）
(6) 一次審査（書面審査）結果通知	令和8年5月14日（木）
(7) プレゼンテーション、審査委員会	令和8年5月20日（水）
(8) 優先交渉権者の決定	令和8年5月下旬
(9) 結果の通知	令和8年5月下旬
(10) 契約締結	令和8年6月上旬（予定）

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の全ての条件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は松本市財務規則（昭和3年規則第10号）第104条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 公告の日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (3) 松本市暴力団排除条例（平成24年条例第3号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (4) 松本市製造の請負、物件の供給等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成29年3月31日訓令甲第10号）の規定による指名停止処分を受けていないこと。

- (5) 国及び他の地方公共団体において指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 松本市の入札参加資格を有していない場合は、国税及び地方税に滞納がなく、社会保険等に加入していること。
- (7) 平成30年4月1日以降に完了した同種業務（官公庁の庁舎整備（新築及び大規模改修）におけるPPP・PFI事業等のコンサルティング、発注支援業務）を受託し、履行した実績を有すること。

4 失格要件

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 公告の日から契約締結候補者決定までの期間に参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 契約限度額を超える提案をした場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (4) プレゼンテーションに出席しなかった場合
- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合

5 実施要領に関する質問の受付及び回答

(1) 質問書の提出

ア 提出方法

様式1「松本市役所新庁舎建設事業発注支援業務委託 公募型プロポーザルに関する質問書」により、電子メールで行うこと。（必ず送信したことを電話連絡すること。）

イ 提出先

松本市役所総務部新庁舎整備課（「12 事務局」参照）

ウ 質問の受付期間

令和8年4月1日（水）から令和8年4月8日（水）午後5時まで

(2) 質問への回答

令和8年4月10日（金）までに、質問者に対して電子メールで回答する。

なお、企画提案を募集する上で広く周知すべきと判断されるものについては、質問の内容を松本市ホームページで公表する。

(3) その他

ア 電話並びに口頭による質問、指定の様式によらない質問書は受け付けない。

イ 電子メールの件名は、「プロポーザル参加資格に関する質問」又は「プロポーザル技術提案書に関する質問」とすること。

ウ 指定の様式は、市ホームページからダウンロードすること。

6 参加表明書の提出

(1) 提出方法

参加表明書等の提出は、持参（土・日・祝日を除く午前9時から午後5時まで）又は郵送（書留郵便）で行うこと。また、電子データ（PDF形式）を電子メール等により別途送付すること。

(2) 提出先

松本市役所総務部新庁舎整備課（「12 事務局」参照）

(3) 提出期限

令和8年4月16日（木）午後5時（必着）

(4) 提出書類及び部数

※令和8年度の松本市入札参加資格を有する者は、「エ 添付書類」について提出を省略できる。

- ア 参加表明書（様式2） 1部
- イ 会社概要書（様式3） 1部
- ウ 同種業務実績書（様式4）1部（契約書の写しを添付）
- エ 添付書類 各1部

(ア) 登記事項証明書（直近3か月以内のもの。コピー可）

(イ) 印鑑証明書（直近3か月以内のもの。コピー可）

(ウ) 納税証明書（直近3か月以内のもの。コピー可）

・所管税務署発行の消費税及び地方消費税について未納税額のない証明

・松本市の市税が課税されている場合には、市税を滞納していない証明

(エ) 財務諸表の写し（直近事業年度のもの）

(オ) 社会保険等の加入を証する書類（コピー可）

(5) 参加資格確認及び結果通知

参加表明書等の提出書類に基づき参加資格の有無について審査を行い、その結果を参加表明書に記載の電子メールアドレス宛に通知する。

(6) 提案参加の辞退

参加表明書の提出後、提案参加を辞退する場合は、提案書類提出期限までに「参加辞退届」（様式5）を提出すること。

(7) その他

ア 指定の様式によらないもの及び必要書類が整っていないものは、一切受け付けない。

イ 指定の様式は、市ホームページからダウンロードすること。

7 参加資格の審査及び結果通知

参加表明書を提出した者には、資格要件の全てを満たしているか否かを審査した上で、参加表明が5者を超えた場合は一次審査を実施し、選考結果とともに令和8年5月14日（木）までに参加表明書（様式2）に記載されたメールアドレス宛てに審査結果を電子メールで回答する。

8 企画提案書の提出

(1) 提出期間

令和8年4月17日（金）から令和8年5月8日（金）まで（休日等を除く。）

受付時間は、午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

(2) 提出先

総務部新庁舎整備課（東庁舎2階）

(3) 提出方法

持参又は郵送により提出するものとする。ただし、持参の場合には事前に電話で日時を指定した上で来庁すること。また、郵送の場合においては、事務局への送達が可能である書留等によるものとし、提出期間最終日の午後5時までに事務局に到達したものを有効とする。

また、提案書類一式の電子データを格納したCD-Rを併せて提出すること。

(4) 提出部数

ア 提案書類提出書（様式6） 1部

- イ 企画提案書（様式7）
 - ・正本 1部（社名を記載したもの）
 - ・副本 10部（社名や社名の識別できるロゴ等を一切記載しないもの）
 - ウ 本業務に関する提案見積書（様式8）
 - ・正本 1部（社名を記載したもの）
 - ・副本 10部（社名や社名の識別できるロゴ等を一切記載しないもの）
 - エ 見積内訳書（様式任意）
 - ・正本 1部（社名を記載したもの）
 - ・副本 10部（社名や社名の識別できるロゴ等を一切記載しないもの）
 - オ 業務実施体制（様式任意）
 - ・正本 1部（社名を記載したもの）
 - ・副本 10部（社名や社名の識別できるロゴ等を一切記載しないもの）
 - ※「企画提案書」の内容に含めることも可とする。その場合、副本には社名や社名の識別できるロゴ等を一切記載しないこと。
 - カ 業務実績に関する資料（様式任意）
 - ・正本 1部（社名を記載したもの）
 - ・副本 10部（社名や社名の識別できるロゴ等を一切記載しないもの）
 - 「同種業務実績書（様式4）」に記載した過去の業務実績のうち、最大2事例について、独自性や優れている点等を記載したもの。
 - ※「企画提案書」の内容に含めることも可とする。その場合、副本には社名や社名の識別できるロゴ等を一切記載しないこと。
 - キ 業務協力予定書（様式9）

協力事業者がいる場合、当該事業者について、様式に沿って記載すること。協力事業者が、本事業への単独提案又は他の参加事業者の協力事業者であってはならない。

 - ・正本 1部（社名を記載したもの）
 - ・副本 10部（社名や社名の識別できるロゴ等を一切記載しないもの）
 - ク 配置予定担当者経歴書（様式10） 1部

配置予定担当者の氏名、所属、役職、経験年数、担当する業務、資格等を記載すること。予定担当者の保有資格者証の写しを添付すること。
- (5) 前記イからキの資料は電子データをCD-Rに保存し、提出すること。
- (6) その他
- ア 用紙サイズは、指定の様式以外はA4判縦とし、両面印刷、長辺綴じとすること。
 - イ 電子データはPDF形式とする。
 - ウ 企画提案書は、以下を参考に、仕様書及び評価基準書を参照の上作成すること。なお、20分で説明できる内容で、表紙を除いて10ページを上限とし、ページ番号を付すこと。A3判横での作成を可とする。

実施方針	業務目的などを理解し、業務取組に対する基本的な考え方を的確に記載すること。
業務内容	仕様書の内容について、業務の実現に向けた提案を簡潔に記載すること。
業務工程	業務実施についての工程計画と進捗管理に対する提案を記載すること。

- エ 提出書類の作成に当たっては、著作権等第三者の権利を侵害することのないよう留意すること。なお、これらの問題が生じた場合の責任は提案者が負うものとする。

- オ 見積内訳書は、仕様書に定める業務及び提案に基づき実施する業務について、業務内容ごとに積算した見積金額を記載すること。
- カ 提出期限後の資料の追加・変更は認めない。
- キ 指定の様式によらないもの及び必要書類が整っていないものは、一切受け付けない。
- ク 指定の様式は、市ホームページからダウンロードすること。

9 選定方法等

(1) 審査基準

別紙「評価基準書」のとおり

(2) 審査委員会

「松本市役所新庁舎建設事業発注支援業務業者選定審査委員会設置要領」に基づき設置する審査委員会の審査により選考を行う。

(3) 一次審査（書類審査）

ア 企画提案書の提出締め切り後、6者以上から提出があった場合は、一次審査として書類審査を実施し、上位5者がプレゼンテーション審査へ進むものとする。

イ 審査結果は参加者全員に通知する。

(4) プレゼンテーション審査及びヒアリングの実施

ア 開催日

令和8年5月20日（水）

（詳細な時間、場所及び方法等については、参加表明者に対し事前に通知する。）

イ 出席者

原則として、業務実施体制に記載の主担当者を含め、合計3名以内とする。

ウ 実施内容

(ア) 企画提案書の内容について出席者が説明を行った後、審査員がヒアリングを行う。

(イ) プレゼンテーションの時間は20分以内、ヒアリングは15分程度とする。

エ 利用できる機材等

(ア) 松本市はプレゼンテーション用に、プロジェクター、スクリーン、HDMIケーブル、延長コードを用意する。

(イ) それ以外については、必要に応じて持ち込みを可とする。

オ その他

(ア) 開催日時及び実施場所の詳細については、別途、参加者に通知する。

(イ) プレゼンテーションの順番は、企画提案書の受付順とする。

(ウ) プレゼンテーションの内容を録画又は録音する場合がある。

(エ) 当日の追加資料の配布は認めない。

(5) 審査方法

ア 参加者から提出された企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングの内容について、上記(1)に示す審査基準に基づいて審査を行う。

イ 審査結果の合計点が高い提案者から順に契約交渉順位を定める。

ウ 最高得点を複数の提案者が獲得した場合は、審査委員会において協議の上、技術評価点の高い者を契約候補者として決定する。

エ 技術評価点が基準点（6割）未満の者は候補者として選定しない。なお、全参加者が左記の結果となった場合は、改めて募集期間を設けて提案書の提出を求める。

(6) 審査結果の通知

ア 審査結果について、すべての提案者に対し文書で通知する。

イ 審査経過については非公表とする。また、審査結果についての異議申し立ては一切認めない。

(7) 審査結果の公表

契約締結後、審査結果について、松本市ホームページに掲載する。

（※優先交渉先以外の参加者については非公表）

10 契約の締結

- (1) 契約候補者と松本市は後日、仕様書及び提案内容をもとに協議を行い、詳細な業務内容を確認した後、その契約候補者と随意契約を締結する。
- (2) 当該候補者との協議が整わない場合は、審査により順位づけられた上位の者から順に契約締結の交渉を行う。

11 その他

- (1) 提出された書類等は返却しない。
- (2) 提出された書類等は、本プロポーザルにおける選定以外には使用しない。
- (3) 契約者以外の参加者による技術提案は、原則非公開とする。
- (4) 契約者名については、契約締結後に公開を予定している。
- (5) 企画提案書等の作成及び提出、並びにプレゼンテーションに要する費用については、参加者負担とする。
- (6) 契約者以外の提案に優れた提案があった場合、当該参加者の了承が得られれば、採用案に取り入れることができるものとする。
- (7) 実施要領に記載のない事項については、競争性及び公平性を考慮し、適宜松本市が判断する。

12 事務局

〒390-8620

松本市総務部新庁舎整備課：山口、横山、牧野

電話：0263-32-3413（直通）

E-mail：shinchousha@city.matsumoto.lg.jp

市ホームページ：<https://www.city.matsumoto.nagano.jp/site/nyusatsu-keiyaku/198399.html>